5　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、稚内空港事務所、函館空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、函館空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

7　中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

8～11　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
松山空港事務所	総務課　環境・地域振興課
稚内空港事務所 函館空港事務所 釧路空港事務所	総務課
（略）	（略）

5　稚内空港事務所、函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6　函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

7　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び第五項に規定するもののほか、中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

8～11　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
函館空港事務所 松山空港事務所	総務課　環境・地域振興課
稚内空港事務所 釧路空港事務所	総務課
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年三月一日から施行する。